

上尾市スポーツ健康都市推進会議条例

(設置)

第1条 スポーツを通じて市民の健康及び体力の維持及び増進を図り、もって市民の健康で豊かな生活の形成を推進するため、上尾市スポーツ健康都市推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) スポーツによる健康づくりに寄与する施策の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げる施策の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツによる健康づくりの推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 健康に関連する事業を行う団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中第34号の5を第34号の6とし、第34号の4の次に次の1号を加える。

(34)の5 スポーツ健康都市推進会議

別表第1中34の5の項を34の6の項とし、34の4の項の次に次のように加える。

34 の5	スポーツ健康都市推進会議 委員長 委員	日額 7,000円 日額 6,000円